

公の施設に係る指定管理者の候補者の選定について

1 要 旨

令和8年度からの指定管理者について、選定委員会の審査を踏まえ、候補者の選定を行った。

2 導入施設

	広島県健康福祉センター	広島県聴覚障害者センター	広島県立視覚障害者情報センター
所 在 地	広島市南区皆実町一丁目	広島市南区皆実町一丁目	広島市東区戸坂千足二丁目
施 設 の 設 置 目 的	県民の健康づくり及び明るい長寿社会づくりの推進を図る	聴覚障害者の自立及び社会参加を促進するため	無料又は低額な料金で、点字刊行物及び視覚障害者用の録音物を視覚障害者の利用に供する
募 集 概 要	受付期間：9月1日から 9月19日まで 応 募 者：1者	受付期間：8月27日から 9月17日まで 応 募 者：1者	受付期間：8月27日から 9月17日まで 応 募 者：1者
審査の概要	広島県指定管理者選定委員会広島県健康福祉センター部会において、申請者の提案内容について審査基準等を判断基準として審査	広島県指定管理者選定委員会広島県視聴覚障害者情報提供施設部会において、申請者の提案内容について審査基準等を判断基準として審査	広島県指定管理者選定委員会広島県視聴覚障害者情報提供施設部会において、申請者の提案内容について審査基準等を判断基準として審査
指定管理者 の指定期間	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで
指定管理者 の 候 補 者	公益財団法人 広島県地域保健医療推進機構	一般社団法人 広島聴覚障害者協会	社会福祉法人 広島県視覚障害者団体連合会

	広島県立総合 リハビリテーションセンター	広島県立福山若草園	広島県立松陽寮
所 在 地	東広島市西条町	福山市水呑町	東広島市八本松町
施 設 の 設 置 目 的	障害者に対する医療、訓練その他の更生援護を行う等、その福祉の増進を図る	肢体不自由児及び重症心身障害児に対する治療及び日常生活の指導を行う等、その福祉の増進を図る	障害者に対する更生援護を行う等、その福祉の増進を図る
募 集 概 要	受付期間：9月24日から 10月8日まで 応募者：1者（非公募）	受付期間：9月24日から 10月8日まで 応募者：1者（非公募）	受付期間：9月24日から 10月8日まで 応募者：1者（非公募）
審査の概要	広島県指定管理者選定委員会県立社会福祉施設部会において、応募者の提案内容について審査基準等を判断基準として審査	広島県指定管理者選定委員会県立社会福祉施設部会において、応募者の提案内容について審査基準等を判断基準として審査	広島県指定管理者選定委員会県立社会福祉施設部会において、応募者の提案内容について審査基準等を判断基準として審査
指定管理者 の指定期間	令和8年4月1日から 令和18年3月31日まで	令和8年4月1日から 令和18年3月31日まで	令和8年4月1日から 令和18年3月31日まで
指定管理者 の候補者	社会福祉法人 広島県福祉事業団	社会福祉法人 広島県福祉事業団	社会福祉法人 広島県福祉事業団

3 個別施設の候補者の選定について

詳細は別紙のとおり

広島県健康福祉センターに係る指定管理者の候補者の選定について

健康福祉総務課

広島県健康福祉センターの指定管理者について、広島県指定管理者選定委員会広島県健康福祉センター部会（以下「広島県健康福祉センター部会」という。）での審査を踏まえ、指定管理者の候補者を次のとおり選定した。

1 指定管理者候補者

候補者	公益財団法人 広島県地域保健医療推進機構
代表者	会長 松浦 雄一郎
住所	広島市南区皆実町一丁目 6 番 29 号
指定期間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日（予定）
申請提案額	1 5 9, 2 7 0 千円（予定）

【選定理由】

広島県健康福祉センター部会において、応募者から提出された事業計画書など、提案内容を審査基準に基づき審査を行った。
その結果、「利用者サービスの向上・確保」及び「申請者の取組み姿勢」において、

- ① 需要に応じた設備を整え、利用しやすい環境の構築
- ② 入居団体との意見交換会や利用者からの要望書など、意見を次に繋げる仕組みの構築
- ③ 施設の目的・公共性への理解や、地域や関係団体等との連携体制

などが評価されると共に、これまで指定管理者として、安定的に業務に取り組んだ実績が評価され、候補者として選定された。

2 施設の概要

所 在 地	広島市南区皆実町一丁目 6 番 29 号
施設の設置目的	県民の健康づくり及び明るい長寿社会づくりの推進を図る
現指定管理者	公益財団法人 広島県地域保健医療推進機構

3 応募者

応 募 者 名	所 在 地	代 表 者 名
公益財団法人 広島県地域保健医療推進機構	広島市南区 皆実町一丁目 6 番 29 号	会 長 松浦 雄一郎

4 広島県健康福祉センター指定管理者選定状況

(1) 広島県健康福祉センター部会委員

部 会 長	藤田 靖彦（広島県健康福祉局健康福祉総務課長）
委 員	今西 可奈子（社会福祉法人広島県社会福祉協議会 総務部長） 神岡 遼（クレジオ・パートナーズ株式会社 公認会計士） 木村 要子（公益社団法人広島県栄養士会 会長） 西郷 紀子（西郷紀子社会保険労務士事務所 社会保険労務士） 山田 知子（比治山大学 現代文化学部 教授） ※ 委員の順番は 50 音順

(2) 審査基準及び結果等

施設の利用促進をこれまで以上に図る観点から、施設の運営内容を評価する項目である『Ⅰ 利用者サービスの向上・確保』に重点をおいて審査を行った。

審 査 基 準	審 査 の 項 目	配点 ウエイト	応募者 (※応募者名は 3のとおり)	評価及び選定理由
Ⅰ 利用者サービスの向上・確保	・開館日、利用時間などは、利用者のニーズに的確に応えたものか ・施設及び付属設備の利用について円滑に管理運営される見込みか ・利用者等からの要望や苦情等への的確な対応ができるか ・利用者の安全対策が取られているか（緊急時の避難体制等を含む） ・個人情報の取扱いが適切に行える見込みか	20	12.8	○開館時間の延長や、研修のハイブリット開催に向けた整備など、利便性向上に係る取組提案が評価された。
Ⅱ 利用促進、新たなイベント提案	・利用状況等の目標設定は適切かつ現実的か ・利用促進策、利用者増への取組がなされているか ・広報活動等に係る内容（計画）は適切か ・施設の効用発揮のための魅力的な提案がなされているか ・県施策への協力等に係る考え方はどうか ・特定の者等に有利な利用とならないか	15	9.1	○新規顧客獲得に向けた、ターゲット層に向けた広報戦略が評価された。
Ⅲ 維持管理水準の妥当性	・施設の修繕や設備交換に関する取組がなされているか ・警備・清掃等は仕様書基準を満たしているか ・設備・機器等の保守点検は仕様書基準を満たしているか	15	9.7	○設備機器等の管理、警備及び清掃等は、仕様書の基準を満たしている。

IV 申請者の経営 状況・信頼性	・職員の執行体制（安全管理・労災）が安定し、配置数は適正か ・障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく法定雇用率の達成 ・責任者常駐の有無等、責任体制は確保されているか ・有資格者、経験者の配置状況は適切か ・業務や安全管理等に対する職員研修等の充実度かどうか ・再委託を行う場合の内容及び委託先は適切か ・不測の事態への対応（保険等）はどうか ・財務状況は健全か	15	8.9	○第一期（平成 17～19 年度）から現在の第 7 期（令和 3 年度～令和 8 年度）に至るまで、指定管理者として円滑に管理運営を行っており、その実績が評価された。
V 申請者の取組 姿勢	・施設の目的・公共性の理解度かどうか ・地域や関係団体等との連携体制が取れるか ・事業計画やプレゼンにおける申請者の取組姿勢はどうか	15	10.7	○入居団体、利用団体との意見交換会の開催や敷地内全面禁煙の実施など、関係団体との連携や施設の公共性に沿った対応が評価された。
VI 申請提案額（金額評価）	最低提案額/申請提案額×10 （※ 小数点第 1 位まで求める。 小数第 2 位切捨て） （指定管理期間の全体額（5 年間分を合算）） なお、申請者の提案額が、管理費用基準額を上回る場合は失格	10	10.0	○申請者が 1 社のみであり、管理費用基準額内であったため、満点（10 点）とした。（管理費用提案額：159,270 千円）
VII 申請提案額の実現性	・申請提案額と事業計画は整合しているか ・経費の効率化の方策の内容はどうか ・収益増への取組内容はどうか	10	6.2	○申請提案額と事業計画は整合している。
合 計 点 数		100	67.4	

※本結果は、6 名の委員の平均点によるものである。

広島県聴覚障害者センターに係る指定管理者の候補者の選定について

障害者支援課

広島県聴覚障害者センターの指定管理者について、広島県指定管理者選定委員会広島県視聴覚障害者情報提供施設部会（以下「視聴覚障害者センター部会」という。）での審査を踏まえ、指定管理者の候補者を次のとおり選定した。

1 指定管理者候補者

候補者	一般社団法人広島聴覚障害者協会
代表者	代表理事 蔵本 則彦
住所	広島県広島市南区皆実町1丁目6-29
指定期間	令和8年4月1日から令和13年3月31日（予定）
申請提案額	156,955千円（予定）

【選定理由】

視聴覚障害者センター部会において、応募者から提出された事業計画書及びヒアリングにより、提案内容を審査基準に基づき審査を行った。

その結果、利用者ニーズを捉えたサービスの提供を行う姿勢等により、広島県聴覚障害者センターの指定管理者として適正な団体と評価され、指定管理者候補者として選定された。

2 施設の概要

所 在 地	広島県広島市南区皆実町1丁目6-29
施設の設置目的	聴覚障害者の自立及び社会参加を促進するため
現指定管理者	一般社団法人広島聴覚障害者協会

3 応募者

応 募 者 名	所 在 地	代 表 者 名
一般社団法人広島聴覚障害者協会	広島県広島市南区皆実町1丁目6-29	蔵本 則彦

4 広島県聴覚障害者センター指定管理者選定状況

(1) 視聴覚障害者センター部会委員

部 会 長	岡峯 美智子（広島県健康福祉局障害者支援課長）	
委 員	神岡 遼（クレジオ・パートナーズ株式会社） 佐藤 裕幸（広島県民生委員児童委員協議会会長） 清水 美穂（しみずハート社会保険労務士事務所） 竹林地 毅（広島都市学園大学教授） 林 誠（広島県身体障がい者施設協議会会長）	

※ 委員の順番は50音順

(2) 審査基準及び結果等

聴覚障害者の自立及び社会参加を促進するという施設の設置目的を実現するため、利用者のニーズを捉えたサービスの提供を行う観点から、「Ⅰ 利用者サービスの向上・確保」及び「Ⅱ 利用促進、新たなイベント提案」に重点をおいて審査を行った。

審査基準	審査の項目	配点 ウェイト	応募者 (※応募者名は 3のとおり)	評価及び選定理由
Ⅰ 利用者サービスの向上・確保	・開館日、利用時間などは、利用者のニーズに的確に応えたものか ・施設及び付属設備の利用について円滑に管理運営される見込みか ・利用者等からの要望や苦情等への的確な対応ができるか ・利用者の安全対策が取られているか（緊急時の避難体制等を含む） ・個人情報の取扱いが適切に行える見込みか	20	15.7	○利用者からの要望や苦情等があれば、毎月1回の職員会議で内容を共有し適切に対応すると説明があった。 ○また、安全対策では、定期的に非常用文字表示装置の点検を行っており、実際の災害時にはセンター職員と当該理事が密に連絡を取り避難体制を発動すると説明があった。
Ⅱ 利用促進、新たなイベント提案	・利用状況等の目標設定は適切かつ現実的か ・利用促進策、利用者増への取組がなされているか ・広報活動等に係る内容（計画）は適当か ・施設の効用発揮のための魅力的な提案がなされているか ・県施策への協力等に係る考え方はどうか ・特定の者等に有利な利用とならないか	20	15.9	○手話言語条例や情報コミュニケーション施策推進条例が施行されたことを踏まえて、乳幼児から高齢者までの幅広い支援や、聴覚障害に関する普及啓発・情報発信、意思疎通支援者の養成や派遣、電話リレーサービス等について引き続き力を入れて取り組むと説明があった。 ○電話リレーサービスの利用者数が増加しており、センターの重要な役割となっていると評価された。
Ⅲ 維持管理水準の妥当性	・施設の修繕や設備交換に関する取組がなされているか ・警備・清掃等は仕様書基準を満たしているか ・設備・機器等の保守点検は仕様書基準を満たしているか	10	7.7	○設備・備品等の定期点検を行うとともに、修繕が必要な場合は県と連絡を取り合い対応すると説明があった。

IV 申請者の経営 状況・信頼性	・職員の執行体制（安全管理・労災）が安定し、配置数は適正か ・障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく法定雇用率の達成 ・責任者常駐の有無等、責任体制は確保されているか ・有資格者、経験者の配置状況は適切か ・業務や安全管理等に対する職員研修等の充実度かどうか ・再委託を行う場合の内容及び委託先は適切か ・不測の事態への対応（保険等）はどうか ・財務状況は健全か	15	11.5	○職員の執行体制については、職員規則を定めており、業務分担についても適宜業務量に応じて見直しを行っている。 ○条例の施行に伴う業務量の増加が懸念されるため、状況に応じてもう一人常勤職員を採用できればよいと考えていると説明があった。
V 申請者の取組 姿勢	・施設の目的・公共性の理解度かどうか ・地域や関係団体等との連携体制が取れるか ・事業計画やプレゼンにおける申請者の取組姿勢はどうか	15	13.5	○DVDの字幕入力作業を工業高校と連携し実施していることに対し、聞こえない人の情報補償について知ってもらい、将来障害のある人たちの支援にかかわる仕事を目指すきっかけづくりとなっていると評価があった。
VI 申請提案額（金額評価）	最低提案額/申請提案額×10 （※ 小数点第1位まで求める。 小数第2位切捨て） （指定管理期間の全体額（5年間分を合算）） なお、申請者の提案額が、管理費用基準額を上回る場合は失格	10	10	○提案額は管理費基準額の範囲内であった。 申請者が1者のみであり、最低提案額と申請者の提案額が一致するため、10点と評価された。
VII 申請提案額の実現性	・申請提案額と事業計画は整合しているか ・経費の効率化の方策の内容はどうか ・収益増への取組内容はどうか	10	7.8	○印刷物等の消耗品については、引き続きコスト削減を検討していくと提案があった。
合 計 点 数		100	82.1	

※本結果は、6名の委員の平均点によるものである。

広島県立視覚障害者情報センターに係る指定管理者の候補者の選定について

障害者支援課

広島県立視覚障害者情報センターの指定管理者について、広島県指定管理者選定委員会広島県視聴覚障害者情報提供施設部会（以下「視聴覚障害者センター部会」という。）での審査を踏まえ、指定管理者の候補者を次のとおり選定した。

1 指定管理者候補者

候補者	社会福祉法人広島県視覚障害者団体連合会
代表者	会長 橘高 則行
住所	広島県広島市東区戸坂千足2丁目1番5号
指定期間	令和8年4月1日から令和13年3月31日（予定）
申請提案額	194,215千円（予定）

【選定理由】

視聴覚障害者センター部会において、応募者から提出された事業計画書及びヒアリングにより、提案内容を審査基準に基づき審査を行った。

その結果、利用者のニーズを捉えたサービスの提供等により、広島県立視覚障害者情報センターの指定管理者として適切な団体と評価され、指定管理者候補者として選定された。

2 施設の概要

所 在 地	広島県広島市東区戸坂千足2丁目1番5号
施設の設置目的	無料又は定額な料金で、点字刊行物及び視覚障害者用の録音物を視覚障害者の利用に供するため
現指定管理者	社会福祉法人広島県視覚障害者団体連合会

3 応募者

応 募 者 名	所 在 地	代 表 者 名
社会福祉法人広島県視覚障害者団体連合会	広島県広島市東区戸坂千足2丁目1番5号	橘高 則行

4 広島県立視覚障害者情報センター指定管理者選定状況

(1) 広島県視聴覚障害者情報提供施設部会委員

部 会 長	岡峯 美智子（広島県健康福祉局障害者支援課長）	
委 員	神岡 遼（クレジオ・パートナーズ株式会社） 佐藤 裕幸（広島県民生委員児童委員協議会 会長） 清水 美穂（しみずハート社会保険労務士事務所） 竹林地 毅（広島都市学園大学 教授） 林 誠（広島県身体障がい者施設協議会 会長）	

※ 委員の順番は50音順

(2) 審査基準及び結果等

点字刊行物及び視覚障害者用の録音物を視覚障害者の利用に供するという施設の設置目的を実現するため、利用者のニーズを捉えたサービスの提供を行う観点から、『Ⅰ 利用者サービスの向上・確保』及び『Ⅱ 利用促進、新たなイベント提案』に重点をおいて審査を行った。

審査基準	審査の項目	配点 ウェイト	応募者 (※応募名は 3のとおり)	評価及び選定理由
Ⅰ 利用者サービスの向上・確保	・開館日、利用時間などは、利用者のニーズに的確に応えたものか ・施設及び付属設備の利用について円滑に管理運営される見込みか ・利用者等からの要望や苦情等への的確な対応ができるか ・利用者の安全対策が取られているか（緊急時の避難体制等を含む） ・個人情報の取扱いが適切に行える見込みか	20	15.5	○利用者満足度調査やイベント開催時におけるアンケート調査により、利用者ニーズを把握し、施設の運営に反映するよう努めており、次期計画では、利用者の意見を踏まえ、センターの利用が難しい県東部でのイベント実施を計画していると説明があった。 ○災害発生時に迅速に行動できるよう自衛防災組織やマニュアルを作成し、定期的に訓練を行うとともに、BCP（業務継続計画）を作成し、緊急時体制を整備し対応していると説明があった。
Ⅱ 利用促進、新たなイベント提案	・利用状況等の目標設定は適切かつ現実的か ・利用促進策、利用者増への取組がなされているか ・広報活動等に係る内容（計画）は適切か ・施設の効用発揮のための魅力的な提案がなされているか ・県施策への協力等に係る考え方はどうか ・図書や利用手段のデジタル化等利便性の向上が図られているか	20	15.1	○利用促進の一環として、利用者からの要望が多い録音図書のデジタル化を推進するとともに、視覚障害者等情報総合ネットワーク「サピエ」を活用して、全国の点字図書館や公立図書館等の所蔵する障害者用複製図書の利用者への提供を推進すると説明があった。 ○デジタル化への対応として、利用者の希望やスキルの習得状況を調査して、今後の図書提供等のサポート方法の検討に活かしてはどうかと意見があった。 ○県内公立図書館と連携し、県内在住の視覚障害以外の読字に困難がある方（ディスレクシア等）への読書支援を推進すると説明があった。 ○また、ホームページのリニューアルや、メーリングリストを活用した即時性の高い生活情報等の発信を行うとの説明があった。

Ⅲ 維持管理水準 の妥当性	・施設の修繕や設備交換に関する取組がなされているか ・警備・清掃等は仕様書基準を満たしているか ・設備・機器等の保守点検は仕様書基準を満たしているか	10	7.5	○建物及び設備に修繕の必要が発生した場合、軽微なものは速やかに修繕し、大規模な修繕を要する事案については、県と協力し対応するとの説明があった。
Ⅳ 申請者の経営 状況・信頼性	・職員の執行体制（安全管理・労災）が安定し、配置数は適正か ・障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく法定雇用率を達成しているか ・責任者常駐の有無等、責任体制は確保されているか ・有資格者、経験者の配置状況は適切か ・業務や安全管理等に対する職員研修等の充実度かどうか ・再委託を行う場合の内容及び委託先は適切か ・不測の事態への対応（保険等）はどうか ・財務状況は健全か ・労務管理における法令遵守がなされているか	15	11.8	○司書資格、防火管理者資格を持つ者が配置されている証拠書類の提出があった。 ○財務状況は健全であると評価された。 ○ハラスメント対策について、ハラスメント防止規程を設けて対応していると説明があった。
Ⅴ 申請者の取組 姿勢	・施設の目的・公共性の理解度はどうか ・地域や関係団体等との連携体制が取れるか ・事業計画やプレゼンにおける申請者の取組姿勢はどうか	15	13.3	○申請者は視覚障害者の福祉の向上に長年取り組んでいる社会福祉法人であり、図書の点訳・音訳化及びデジタル化を推進していく上で、組織としてのメリットを生かせる団体であると評価された。
Ⅵ 申請提案額（金 額評価）	最低提案額/申請提案額×10 （※ 小数点第1位まで求める。 小数点第2位切捨て） （指定管理期間の全体額（5年間分を合算）） なお、申請者の提案額が、管理費用基準額を上回る場合は失格	10	10	○提案額は管理費用基準内であった。 ○申請者が1者のみであり、最低提案金額と申請者の提案金額が一致するため、10点と評価された。

Ⅶ 申請提案額の 実現性	・申請提案額と事業計画は整合しているか ・経費の効率化の方策の内容はどうか	10	8	○事務の合理化と管理経費の節減に努めていくとの説明があった。
合 計 点 数		100	81.2	

※本結果は、6名の委員の平均点によるものである。

広島県立総合リハビリテーションセンターに係る指定管理者の候補者の選定について

障害者支援課

広島県立総合リハビリテーションセンターの指定管理者について、広島県指定管理者選定委員会県立社会福祉施設部会（以下「県立社会福祉施設部会」という。）での審査を踏まえ、指定管理者の候補者を次のとおり選定した。

1 指定管理者候補者

候補者	社会福祉法人 広島県福祉事業団
代表者	理事長 安永 裕司
住所	東広島市西条町田口 295－3
指定期間	令和8年4月1日から令和18年3月31日（予定）
申請提案額	1,727,610 千円（予定）

【非公募理由】

民間では提供が困難な高次脳機能障害の専門的な医療を含む、医療・福祉の一体的な施設を継続的・安定的に提供可能である法人は、現指定管理者に限られるため。

【選定理由】

県立社会福祉施設部会において、応募者から提出された事業計画書など、提案内容を審査基準に基づき審査を行った。

その結果、「利用促進、新たなイベント提案」及び「申請者の経営状況・信頼性」において、

- ① 重症心身障害、高次脳機能障害、発達障害に対する取組などにおいて、広島県の中核的な機能を果たしていること
 - ② 必要な有資格者や職員を配置し、十分な管理運営体制を確保していること
- などが優れていると評価され、広島県立総合リハビリテーションセンターの指定管理者として選定された。

2 施設の概要

所 在 地	東広島市西条町田口 295－3
施設の設置目的	障害者に対する医療、訓練その他の更生援護を行う等、その福祉の増進を図る
現指定管理者	社会福祉法人 広島県福祉事業団

3 応募者

応 募 者 名	所 在 地	代 表 者 名
社会福祉法人 広島県福祉事業団	東広島市西条町田口 295－3	理事長 安永 裕司

4 広島県立総合リハビリテーションセンター指定管理者選定状況

(1) 県立社会福祉施設部会委員

部 会 長	岡峯 美智子（広島県健康福祉局障害者支援課長）
委 員	親泊 健（親泊健公認会計士事務所） 川中 克幸（一般社団法人広島県身体障害者団体連合会会長） 高橋 真（広島大学大学院医系科学研究科教授） 橋本 康士（子鹿医療療育センター次長） 松本 千賀子（白島社労士事務所）

※ 委員の順番は 50 音順

(2) 審査基準及び結果等

利用料金制による運営（スポーツ交流センターを除く）を行い、施設の設置目的である障害者に対する医療、訓練その他の更生援護を行う等、その福祉の増進を図るためには、人的基盤及び財務基盤が安定しており、地域において長期的に安定した運営を行うことが重要であると考えていることから、「申請者の経営状況・信頼性」に重点をおいて審査を行った。

審査基準	審査の項目	配点 ウェイト	応募者の得点 (※応募者名は3 のとお)	評価及び選定理由
I 利用者サービスの向上・確保	・開館日、利用時間などは、利用者のニーズに的確に応えたものか ・施設及び付属設備の利用について円滑に管理運営される見込みか ・利用者等からの要望や苦情等への的確な対応ができるか ・利用者の安全対策が取られているか（緊急時の避難体制等を含む） ・個人情報の取扱いが適切に行える見込みか	20	14.5	○各施設において、利用者や保護者に対するアンケート調査を実施し、業務改善に取り組んでいることが評価された。 ○個人情報の取扱いについて、適正な対応をしていることが評価された。
II 利用促進、新たなイベント提案	・利用状況等の目標設定は適当かつ現実的か ・利用促進策、利用者増への取組がなされているか ・広報活動等に係る内容（計画）は適当か ・施設の効用発揮のための魅力的な提案がなされているか ・県施策への協力等に係る考え方はどうか ・特定の者等に有利な利用とならないか	20	14.6	○重症心身障害、高次脳機能障害、発達障害に対する取組など、広島県の中核的な機能を果たしていると評価された。
III 維持管理水準の妥当性	・施設の修繕や設備交換に関する取組がなされているか ・警備・清掃等は仕様書基準を満たしているか ・設備・機器等の保守点検は仕様書基準を満たしているか	15	10.8	○ガイドラインに基づき、点検・修繕が適切に行われていると評価された。

IV 申請者の経営 状況・信頼性	・職員の執行体制（安全管理・労災）が安定し、配置数は適正か ・障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく法定雇用率の達成 ・責任者常駐の有無等、責任体制は確保されているか ・有資格者、経験者の配置状況は適切か ・業務や安全管理等に対する職員研修等の充実度かどうか ・再委託を行う場合の内容及び委託先は適切か ・不測の事態への対応（保険等）はどうか ・財務状況は健全か ・管理費用の縮減が図られているか ・労務管理における法令遵守がなされているか	30	22.4	○必要な有資格者がいるとともに、基準を満たすよう職員を配置しており、十分な管理運営体制を確保していることが評価された。 ○外部講師などによる研修が実施されており、職員研修が充実していることが評価された。 ○人件費や物件費の高騰を見込んだ財務計画を立てており、自主事業収入による補填を考えていることが評価された。
V 申請者の取組 姿勢	・施設の目的・公共性の理解度かどうか ・地域や関係団体等との連携体制が取れるか ・事業計画やプレゼンにおける申請者の取組姿勢はどうか	15	12	○地域の住民等と催事等で交流を深めるなど、地域との連携が取れていることが評価された。
合 計 点 数		100	74.3	

※本結果は、6名の委員の平均点によるものである。

広島県立福山若草園に係る指定管理者の候補者の選定について

障害者支援課

広島県立福山若草園の指定管理者について、広島県指定管理者選定委員会県立社会福祉施設部会（以下「県立社会福祉施設部会」という。）での審査を踏まえ、指定管理者の候補者を次のとおり選定した。

1 指定管理者候補者

候補者	社会福祉法人 広島県福祉事業団
代表者	理事長 安永 裕司
住所	東広島市西条町田口 295－3
指定期間	令和8年4月1日から令和18年3月31日（予定）

【非公募理由】

発達障害児の診療における専門的知識や経験を持つ複数の医師を有するとともに、ニーズは高いが民間が参入しにくい分野について、専門的な医療を継続的・安定的に提供可能である法人は、現指定管理者に限られるため。

【選定理由】

県立社会福祉施設部会において、応募者から提出された事業計画書など、提案内容を審査基準に基づき審査を行った。

その結果、「利用促進、新たなイベント提案」及び「申請者の経営状況・信頼性」において、

- ① 重症心身障害、発達障害に対する取組などにおいて、広島県の中核的な機能を果たしていること
 - ② 必要な有資格者や職員を配置し、十分な管理運営体制を確保していること
- などが優れていると評価され、広島県立福山若草園の指定管理者として選定された。

2 施設の概要

所 在 地	福山市水呑町三新田一丁目 538 番地
施設の設置目的	肢体不自由児及び重症心身障害児に対する治療及び日常生活の指導を行う等、その福祉の増進を図る
現指定管理者	社会福祉法人 広島県福祉事業団

3 応募者

応 募 者 名	所 在 地	代 表 者 名
社会福祉法人 広島県福祉事業団	東広島市西条町田口 295－3	理事長 安永 裕司

4 広島県立福山若草園指定管理者選定状況

(1) 県立社会福祉施設部会委員

部 会 長	岡峯 美智子（広島県健康福祉局障害者支援課長）
委 員	親泊 健（親泊健公認会計士事務所） 川中 克幸（一般社団法人広島県身体障害者団体連合会会長） 高橋 真（広島大学大学院医系科学研究科教授） 橋本 康士（子鹿医療療育センター次長） 松本 千賀子（白島社労士事務所）

※ 委員の順番は 50 音順

(2) 審査基準及び結果等

利用料金制による運営を行い、施設の設置目的である肢体不自由児及び重症心身障害児に対する治療及び日常生活の指導を行う等、その福祉の増進を図るためには、人的基盤及び財務基盤が安定しており、地域において長期的に安定した運営を行うことが重要であると考えることから、「申請者の経営状況・信頼性」に重点をおいて審査を行った。

審 査 基 準	審 査 の 項 目	配点 ウェイト	応募者の得点 (※応募者名は3 のとお)	評価及び選定理由
I 利用者サービスの向上・確保	・開館日、利用時間などは、利用者のニーズに的確に応えたものか ・施設及び付属設備の利用について円滑に管理運営される見込みか ・利用者等からの要望や苦情等への的確な対応ができるか ・利用者の安全対策が取られているか（緊急時の避難体制等を含む） ・個人情報の取扱いが適切に行える見込みか	20	14.3	○保護者に対するアンケート調査を実施し、業務改善に取り組んでいることが評価された。 ○個人情報の取扱いについて、適正な対応をしていることが評価された。
II 利用促進、新たなイベント提案	・利用状況等の目標設定は適当かつ現実的か ・利用促進策、利用者増への取組がなされているか ・広報活動等に係る内容（計画）は適当か ・施設の効用発揮のための魅力的な提案がなされているか ・県施策への協力等に係る考え方はどうか ・特定の者等に有利な利用とならないか	20	14.9	○重症心身障害、発達障害に対する取組など、広島県の中核的な機能を果たしていると評価された。
III 維持管理水準の妥当性	・施設の修繕や設備交換に関する取組がなされているか ・警備・清掃等は仕様書基準を満たしているか ・設備・機器等の保守点検は仕様書基準を満たしているか	15	10.8	○ガイドラインに基づき、点検・修繕が適切に行われていると評価された。

IV 申請者の経営 状況・信頼性	・職員の執行体制（安全管理・労災）が安定し、配置数は適正か ・障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく法定雇用率の達成 ・責任者常駐の有無等、責任体制は確保されているか ・有資格者、経験者の配置状況は適切か ・業務や安全管理等に対する職員研修等の充実度かどうか ・再委託を行う場合の内容及び委託先は適切か ・不測の事態への対応（保険等）はどうか ・財務状況は健全か ・管理費用の縮減が図られているか ・労務管理における法令遵守がなされているか	30	22.2	○必要な有資格者がいるとともに、基準を満たすよう職員を配置しており、十分な管理運営体制を確保していることが評価された。 ○新任者研修や委員会研修などが実施されており、職員研修が充実していることが評価された。 ○単年度での収支差額がマイナスの年度があるものの、経営状況・信頼性に懸念はないと評価された。
V 申請者の取組 姿勢	・施設の目的・公共性の理解度かどうか ・地域や関係団体等との連携体制が取れるか ・事業計画やプレゼンにおける申請者の取組姿勢はどうか	15	11.8	○地域の住民等と催事等で交流を深めるなど、地域との連携が取れていることが評価された。
合 計 点 数		100	74.0	

※本結果は、6名の委員の平均点によるものである。

広島県立松陽寮に係る指定管理者の候補者の選定について

障害者支援課

広島県立松陽寮の指定管理者について、広島県指定管理者選定委員会県立社会福祉施設部会（以下「県立社会福祉施設部会」という。）での審査を踏まえ、指定管理者の候補者を次のとおり選定した。

1 指定管理者候補者

候補者	社会福祉法人 広島県福祉事業団
代表者	理事長 安永 裕司
住所	東広島市西条町田口 295－3
指定期間	令和8年4月1日から令和18年3月31日（予定）

【非公募理由】

環境変化などの外的ストレスへの適応が困難な重度の知的障害者が入所する県内最大規模の施設であり、専門的知識や経験を持つ職員を有しながら、一人一人の特性を把握した上で、継続的・安定的に提供可能である法人は、現指定管理者に限られるため。

【選定理由】

県立社会福祉施設部会において、応募者から提出された事業計画書など、提案内容を審査基準に基づき審査を行った。

その結果、「利用促進、新たなイベント提案」及び「申請者の経営状況・信頼性」において、

- ① 広報・ホームページを積極的に活用するなど、利用者増への取組みが行われていること
 - ② 必要な有資格者や職員を配置し、十分な管理運営体制を確保していること
- などが優れていると評価され、広島県立松陽寮の指定管理者として選定された。

2 施設の概要

所 在 地	東広島市八本松町米満 198－1
施設の設置目的	障害者に対する更生援護を行う等、その福祉の増進を図る
現指定管理者	社会福祉法人 広島県福祉事業団

3 応募者

応 募 者 名	所 在 地	代 表 者 名
社会福祉法人 広島県福祉事業団	東広島市西条町田口 295－3	理事長 安永 裕司

4 広島県立松陽寮指定管理者選定状況

(1) 県立社会福祉施設部会委員

部 会 長	岡峯 美智子（広島県健康福祉局障害者支援課長）
委 員	親泊 健（親泊健公認会計士事務所） 川中 克幸（一般社団法人広島県身体障害者団体連合会会長） 高橋 真（広島大学大学院医系科学研究科教授） 橋本 康士（子鹿医療療育センター次長） 松本 千賀子（白島社労士事務所）

※ 委員の順番は 50 音順

(2) 審査基準及び結果等

利用料金制による運営を行い、施設の設置目的である障害者に対する更生援護を行う等、その福祉の増進を図るためには、人的基盤及び財務基盤が安定しており、地域において長期的に安定した運営を行うことが重要であると考えていることから、「申請者の経営状況・信頼性」に重点をおいて審査を行った。

審査基準	審査の項目	配点 ウェイト	応募者の得点 (※応募者名は3 のとお)	評価及び選定理由
I 利用者サービスの向上・確保	・開館日、利用時間などは、利用者のニーズに的確に応えたものか ・施設及び付属設備の利用について円滑に管理運営される見込みか ・利用者等からの要望や苦情等への的確な対応ができるか ・利用者の安全対策が取られているか（緊急時の避難体制等を含む） ・個人情報の取扱いが適切に行える見込みか	20	14.3	○利用者に対するアンケート調査を実施し、業務改善に取り組んでいることが評価された。 ○個人情報の取扱いについて、適正な対応をしていることが評価された。
II 利用促進、新たなイベント提案	・利用状況等の目標設定は適当かつ現実的か ・利用促進策、利用者増への取組がなされているか ・広報活動等に係る内容（計画）は適当か ・施設の効用発揮のための魅力的な提案がなされているか ・県施策への協力等に係る考え方はどうか ・特定の者等に有利な利用とならないか	20	14.4	○広報・ホームページを積極的に活用するなど、利用者増への取組みが行われていることが評価された。
III 維持管理水準の妥当性	・施設の修繕や設備交換に関する取組がなされているか ・警備・清掃等は仕様書基準を満たしているか ・設備・機器等の保守点検は仕様書基準を満たしているか	15	10.8	○ガイドラインに基づき、点検・修繕が適切に行われていると評価された。

IV 申請者の経営 状況・信頼性	・職員の執行体制（安全管理・労災）が安定し、配置数は適正か ・障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく法定雇用率の達成 ・責任者常駐の有無等、責任体制は確保されているか ・有資格者、経験者の配置状況は適切か ・業務や安全管理等に対する職員研修等の充実度かどうか ・再委託を行う場合の内容及び委託先は適切か ・不測の事態への対応（保険等）はどうか ・財務状況は健全か ・管理費用の縮減が図られているか ・労務管理における法令遵守がなされているか	30	21.9	○必要な有資格者がいるとともに、基準を満たすよう職員を配置しており、十分な管理運営体制を確保していることが評価された。 ○県外への研修参加などが実施されており、職員研修が充実していることが評価された。 ○良好な経営状態であることが評価された。
V 申請者の取組 姿勢	・施設の目的・公共性の理解度かどうか ・地域や関係団体等との連携体制が取れるか ・事業計画やプレゼンにおける申請者の取組姿勢はどうか	15	11.3	○地域の住民等と催事等で交流を深めるなど、地域との連携が取れていることが評価された。
合 計 点 数		100	72.7	

※本結果は、6名の委員の平均点によるものである。